

鹿屋体育大学研究棟動物実験室利用要項

平成 16 年 4 月 1 日
学術情報・産学連携委員会決定

改正 平成 18 年 9 月 21 日

(趣旨)

第 1 この要項は、鹿屋体育大学動物実験指針（平成 18 年 9 月 21 日学長裁定。以下「実験指針」という。）に基づき動物実験を実施する際の動物実験室の使用について必要な事項を定めるものとする。

(動物実験室の範囲)

第 2 動物実験室は、研究棟 1 階の動物実験室及び動物飼育室をいう。

(利用者の範囲)

第 3 動物実験室の長として動物実験室長をおき、実験動物管理者をもって充てる。
2 動物実験実施者等は、本学教員及び実験動物管理者が認めた者とする。

(動物実験室の利用)

第 4 動物実験責任者は、動物実験室を使用して動物実験を行うときは、実験指針に定める別紙様式第 1 号を使用して、学長に動物実験計画書を申請しなければならない。

(機器の使用)

第 5 動物実験室のトレッドミル及びケージ等の備品を使用する場合は、動物実験責任者間で調整するものとする。
2 実験用のハサミ・鉗子等の手術器具及び実験消耗品については、各自所有のものを使用しなければならない。また、実験器具の準備・後片づけは、動物実験責任者の責任において行うものとする。
3 動物実験室備付けの機器類を動物実験室外へ持ち出す場合は、事前に実験動物管理者に申し出なければならない。

(必要経費)

第 6 動物購入費・飼料代等の必要経費は、動物実験責任者が負担するものとする。

(遵守事項)

第 7 実験動物管理者等が動物実験室を使用する場合は、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 動物実験室に入退室する場合は、動物実験室に備付けの動物実験室入退室記録簿（別紙様式 1）に、必ず記帳すること。

- (2) 空調による実験動物の飼養環境維持のため、動物実験室の入退室の都度、必ずドアを閉めること。
- (3) 動物実験室の退出時には、責任を持って戸締まりをすること。
- (4) 機器類を動物実験室へ搬入するときは、アルコール等で消毒処理しなければならない。
- (5) 動物実験室から一度搬出された実験動物は、原則として動物実験室に再搬入を認めない。
- (6) 動物実験及び飼養中に死亡した実験動物は、動物実験実施者等が新聞紙等で包装の上、ビニール袋に入れ、実験廃棄物等処理要項（平成8年12月27日研究推進委員会決定）に従い、廃棄すること。
- (7) 動物実験室内は、禁煙とする。
- (8) 動物実験終了後は、動物実験実施者の良識において、使用機器の整理・整頓及び動物実験室内の清掃を励行すること。

(その他)

第8 この要項に定めるもののほか、動物実験室に関する必要な事項については、別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平18.9.21）

この要項は、平成18年9月21日から施行する。

動物実験室入退室記録簿

日 付	氏 名	入室時刻	退室時刻	気温・湿度	入退室理由
年 月 日		時 分	時 分	気温 ℃ 湿度 %	
年 月 日		時 分	時 分	気温 ℃ 湿度 %	
年 月 日		時 分	時 分	気温 ℃ 湿度 %	
年 月 日		時 分	時 分	気温 ℃ 湿度 %	
年 月 日		時 分	時 分	気温 ℃ 湿度 %	
年 月 日		時 分	時 分	気温 ℃ 湿度 %	
年 月 日		時 分	時 分	気温 ℃ 湿度 %	
年 月 日		時 分	時 分	気温 ℃ 湿度 %	
年 月 日		時 分	時 分	気温 ℃ 湿度 %	
年 月 日		時 分	時 分	気温 ℃ 湿度 %	
年 月 日		時 分	時 分	気温 ℃ 湿度 %	
年 月 日		時 分	時 分	気温 ℃ 湿度 %	
年 月 日		時 分	時 分	気温 ℃ 湿度 %	
年 月 日		時 分	時 分	気温 ℃ 湿度 %	
年 月 日		時 分	時 分	気温 ℃ 湿度 %	
年 月 日		時 分	時 分	気温 ℃ 湿度 %	
年 月 日		時 分	時 分	気温 ℃ 湿度 %	
年 月 日		時 分	時 分	気温 ℃ 湿度 %	
年 月 日		時 分	時 分	気温 ℃ 湿度 %	